（被保険者の住所変更の届出）

第十三条　船舶所有者は、第二十五条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

一～五　（略）

第二節　被保険者による申出等

（被保険者の個人番号変更の申出）

第二十三条の二　被保険者は、その個人番号を変更したときは、速やかに、変更後の個人番号及び変更の年月日を船舶所有者に申し出なければならない。

（疾病任意継続被保険者の個人番号、氏名又は住所の変更の届出）

第三十一条　疾病任意継続被保険者は個人番号、氏名又は住所を変更したときは、五日以内に、変更前及び変更後の個人番号、氏名又は住所を協会に届け出なければならない。

（葬祭料の支給の申請）

第七十二条　法第七十二条の規定により葬祭料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　（略）

二　死亡した被保険者の氏名及び被保険者等記号・番号

三～七　（略）

２・３　（略）

（個人番号変更の届出）

第百十八条の二　障害年金の支給を受ける者は、その個人番号を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一　障害年金の支給を受ける者の氏名及び生年月日

二　変更前の個人番号及び変更後の個人番号並びに変更の年月日

三　障害年金の年金証書の年金コード

（死亡の届出）

第百二十三条　障害年金の支給を受ける者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による届出義務者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　障害年金の支給を受ける者の基礎年金番号

四・五　（略）

２・３　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第百二十四条　障害年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十八条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一・二　（略）

（被保険者の住所変更の届出）

第十三条　船舶所有者は、第二十五条の規定による申出を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

一～五　（略）

第二節　被保険者による申出等

（新設）

（疾病任意継続被保険者の氏名又は住所の変更の届出）

第三十一条　疾病任意継続被保険者は、氏名又は住所を変更したときは、五日以内に、変更前及び変更後の氏名又は住所を協会に届け出なければならない。

（葬祭料の支給の申請）

第七十二条　法第七十二条の規定により葬祭料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　（略）

二　死亡した被保険者の氏名及び被保険者等記号・番号又は個人番号

三～七　（略）

２・３　（略）

（新設）

（死亡の届出）

第百二十三条　障害年金の支給を受ける者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による届出義務者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　障害年金の支給を受ける者の個人番号又は基礎年金番号

四・五　（略）

２・３　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第百二十四条　障害年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十八条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一・二　（略）